



「芦別市議会基本条例」について 市民説明会を開催します

芦別市議会では、平成24年3月に議会改革特別委員会を設置、さらには議会基本条例検討小委員会を設置し、「わかりやすく、開かれた」議会の実現を図るため、議会基本条例制定に向けて検討を重ねてきました。

「議会基本条例」とは、議会の役割と責務を明らかにするため条文化したもので、この条例の下、市民参加を推進し、議会での議論を活発化し、市民の負託に応える議会の実現を目指します。

今回開催する説明会では、26回にわたり条例制定の検討会を開催した小委員会の議員が主となり、各会場6名の議員で、素案について説明するとともに、市民の皆さんのご意見を伺いながら、成案として完成させたいと考えています。

また、併せて公募による意見についても募集しますので、条例制定にあたり、皆さんのご意見、ご提言をお寄せください。

■市民説明会開催日程

	開催日	時間	会場
①	10月28日(火)	午後2時～	啓南多目的研修センター
②	10月29日(水)	午後2時～	新城多目的研修センター
③		午後6時～	常磐多目的研修センター
④	10月30日(木)	午後2時～	野花南生活改善センター
⑤	10月31日(金)	午後2時～	北日本多目的センター
⑥		午後6時～	総合福祉センター別館ふれあいホール

※各会場とも約2時間を予定しています

■意見の応募要領

募集期間	10月14日(火)～11月13日(木)
対象	本市に在住、在勤、在学中の方。また、本市で活動する法人あるいは団体
条例(素案)の公表(閲覧)場所	市役所2階議会事務局、総合福祉センター、市民会館、図書館、各コミュニティセンター
提出様式	様式の指定はありませんが、書面により、表題を「芦別市議会基本条例(素案)に関する意見書」とし、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください
提出方法	議会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出してください ○郵送 〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地 芦別市議会事務局 ○ファクシミリ 22-9696 ○電子メール gikai@city.ashibetsu.hokkaido.jp
意見の取り扱い	お寄せいただいた意見に対する回答は、市のホームページで公表します。ただし、住所、氏名などは公表しません。なお、応募いただいた意見に対して個別に回答しませんので、あらかじめご了承ください。提出された意見を参考に、今後、芦別市議会基本条例(案)を策定します

●問い合わせ／市議会事務局